

新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等指名審査会設置要綱第3条に規定する入札等指名業者の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 入札等指名業者は、当分の間、新潟市の競争入札参加資格者名簿から選定するものとする。ただし、指名審査会が認めたときは、この限りでない。

2 入札等指名業者の選定に当たっては、組合が行う事務の公平性にかんがみ、選定経過の透明性等の向上に努めるとともに、次の事項に留意することとする。

- (1) 選定時において、新潟市から指名停止処分等行政処分を受けていないこと。
- (2) 原則として、新潟市内に本社等主たる営業所を有していること。
- (3) 組合又は新潟県自治会館入居団体に適切な受注実績があること。
- (4) 経営状態の悪化、資産及び信用の低下等の風評がないこと。

(指名業者数)

第3条 入札等指名業者数は、次のとおりとする。ただし、指名審査会が認めたときはこの限りでない。

(1) 建設工事

- ア 予定価格が1億円以上 10者以上
- イ 予定価格が1,000万円以上1億円未満 7者以上
- ウ 予定価格が1,000万円未満 5者以上

(2) 施設修繕

- ア 予定価格が300万円以上 5者以上
- イ 予定価格が300万円未満 3者以上

(3) 物品等（建設工事に係る測量、調査、設計等を含む。）

- ア 予定価格が300万円以上 5者以上
- イ 予定価格が300万円未満 3者以上

(4) 参考見積候補者 3者以上

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、入札等指名業者の選定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。